令和2年度
業務の入札・契約等について

令和 2年 4月

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

目　次

■入札・契約手続きの主な改定内容 ・・・・・・・・・・・・ 1

■設計業務等標準積算基準書の歩掛改定 ・・・・・・・・・・・・ 8

【参考】設計業務委託等技術者単価 ・・・・・・・・・・・・ 15

■設計業務等業務共通仕様書の改正 ・・・・・・・・・・・・ 17

■業務成果等の品質向上に向けた取り組み ・・・・・・・・・・・・ 19

令和２年度
入札・契約手続きの主な改定内容

入札・契約手続きの主な改定内容

主な取組と令和２年度の対応

区　　分	取　　組　　項　　目	R２対応		
		継続	変更	新規
競争性確保	入札契約方式（発注方式の選定）	○		
	ＷＴＯ基準額		○	
品質確保	設計共同体の取扱い	○		
	低入札者対策	○		
	民間資格の登録制度（国土交通省登録資格）	○		
働き方改革	若手技術者の育成支援制度（管理補助技術者の配置）	○		
	手持ち業務量の制限**（部分引渡し）**	○		○
	女性技術者の活躍推進			○
	一括審査方式	○		
	加算点通知の試行（追加参考資料の提出）	○		
担い手確保	地域要件の設定	○		
	業務チャレンジ型の試行	○		
	地域企業参加型ＪＶの評価			○

WTO基準額の変更（SDR邦貨換算レートの更新）

■ 政府調達自主的措置における基準額の邦貨換算額に基づくWTO基準額の変更

◇令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に締結される調達契約の適用額が、令和2年1月24日に財務省告示第20号で告示された。

業務の入札・契約方式

◆業務の入札方契約式は、以下のとおりである。

- 価格競争入札方式
  - 一般競争入札（総合評価落札方式）
  - 公募型競争入札方式（政府調達協定（WTO））
    - 価格競争
    - 総合評価落札方式
  - 簡易公募型競争入札方式
    - 価格競争
    - 総合評価落札方式
  - 通常指名競争入札方式
- 競争性のある随意契約方式
  - 企画競争（プロポーザル方式）
    - 公募型プロポーザル方式（政府調達協定（WTO））
    - 簡易公募型プロポーザル方式
    - 標準プロポーザル方式
  - 参加者の有無を確認する公募方式（唯一性の確認）

    発注者が選定した者以外に参加者を求め、参加者がいない場合には当該者と随意契約、参加者がいた場合は、企画競争（プロポーザル方式）により特定した業者と契約
  - 少額随意契約方式
- 競争性のない随意契約方式
  - 特命随意契約方式（特許・著作権の所有など）

価格別入札・契約方式

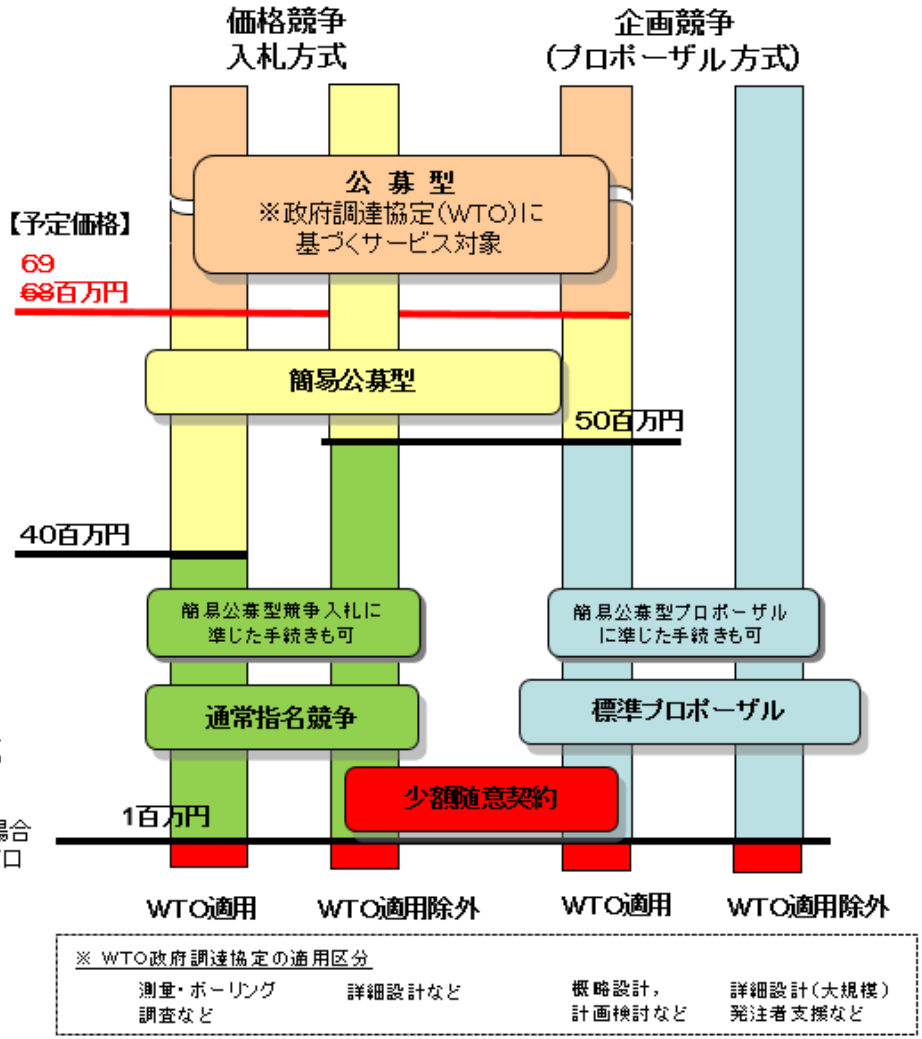

手持ち業務量評価による受注機会の拡大【継続】

令和2年3月から

■ 管理技術者の手持ち業務量を部分引渡し後の契約額で評価することで、受注機会の拡大を引き続き推進

◇ 業務の平準化により、繰越など年度を跨いだ工期設定が増え、適切な時期での業務委託料の支払いが必要

◇ 一業務において複数の異なる業種や箇所が存在する場合等は、土木設計業務等委託契約書第37条、業務請負契約書36条に基づく“部分引渡し”の適正な運用を図る。

部分引渡しを考慮した手持ち業務量の評価例

業務期間：令和元年12月 ～ 令和2年3月⇒5月（変更）
契 約 額 ：1億2千万円

複数箇所の測量設計業務で、関係機関との調整等により、年度内の完了が困難となり、5月末まで工期延期を行った場合

従来は、契約額全てを手持ち業務量としていたが、完了しているA，B箇所の引渡しを受け、継続しているC箇所のみを対象額とする。

令和2年3月末に引渡しを受ける部分　7千万円
令和2年4月時点での手持ち業務量　　5千万円
（手持ち業務量＝120,000,000－70,000,000）

【業務の平準化】
・年度末に集中している履行期限を分散し、受注者の働き方改革を推進する
・国債や繰越等を積極的に活用することで、業務サイクルの見直しを行っている

【手持ち業務量】
・業務成果の品質確保として、管理技術者の手持ち業務量を制限している。
・管理技術者及び担当技術者として従事している500万円以上の業務が対象。
・標準では手持ちの契約金額が4億円未満かつ10件未満としている。

評価時期

費　目	工　種	12　月	1　月	2　月	3　月	4　月	5　月	備　考
●●業務								
A 箇所								
	基準点測量							
	路線測量							
B 箇所								
	路線測量							
	地質調査							
C 箇所								
	協議資料作成							
	道路詳細設計							
	構造物設計							

部分引渡し範囲

【部分引渡し】
業務成果物のうち、業務の完了に先立って引渡しを受ける部分（指定部分）

評価時期の手落ち業務量は、
引渡しを受けたA，B箇所を除く
C箇所のみに対応する契約額が対象

設計業務等の入札契約手続きにおける手持ち業務量の考え方

○新型コロナウイルス感染症の影響により、R1年度完了が困難となった場合、R2年度履行分の業務は手持ち業務量の対象としない。
○対象業務は「意向確認書」により確認する。
※「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（令和2年2月27日付け通知）

パターン	R1年度　R2.4.1　R2年度	R2年度における手持ち業務量の考え方
【通常パターン①】 R2.3.31以前に完了	履行期間R1.6.1～R1.3.19	R2年度は手持ち業務量がない。
【通常パターン②】 R2.3.31以前に契約し R2.4.1以降に完了	履行期間R1.6.1～R2.4.17 〔契約額30,000千円〕 手持ち業務量対象	契約金額のうち、R2年度相当額 例）30,000千円／11ヶ月×1ヶ月＝2,727千円
【特例パターン】 コロナウイルスの影響により R1年度完了が困難となった場合	当初履行期間 R1.6.1～R2.3.19 変更履行期間 ～R2.4.16 一時中止等 手持ち業務量対象外	R2年度履行分は手持ち業務量の対象としない。

3. 女性の活躍推進に向けた取組み企業を評価【新規】

■「くるみん」「えるぼし」の認定企業を評価することで、女性技術者が活躍できる環境整備を促進

◇ 業務の参加表明者評価において、厚生労働省が認定する「くるみん」「えるぼし」の認定企業について、指名段階（技術提案書の提出者を選定するための評価）で2点加点評価を行う。

◇ 対象業務は、5千万円以上の全ての公募型又は簡易公募型のプロポーザル方式とする。

＜参考＞

- 女性の活躍推進に向けた公共調達の取組みとして、H28年度から物品役務の調達において、参加企業評価時に厚生労働省が認定する「くるみん」「えるぼし」の認定企業を加点評価する取組みがスタート。

＜評価方法＞

以下の認定企業に対し、指名段階（技術提案書の提出者を選定するための評価）で2点加点する。

- 女性活躍推進法に基づく認定【えるぼし認定】（※労働時間等の働き方に係る基準を満たすもの限る）
- 次世代法に基づく認定【くるみん認定・プラチナくるみん認定】

	えるぼし認定	くるみん認定
根拠法令	女性活躍推進法	次世代育成支援対策推進法
概要	• 女性の活躍推進に関する取組みの実施状況が優良が事業主は、都道府県労働局への申請により、講師労働大臣の認定を受けることができる。	• 仕事と家庭の両立支援やワークライフバランスを進めるため「行動計画」を立てて実施し、一定の要件を満たした企業は、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受けることができる。
認定基準（一部抜粋）	男女別の採用における競争倍率（応募者数／採用者数）が同程度　※評価基準の一部に一定期間（１年）が必要なものあり	男性の育児休業等の取得者が１人以上いること ※行動計画は２年以上５年以下
認定マーク	様々な企業や社会の中で活躍し、星のように輝く女性への「エール」と、そんな輝く女性が増えて行くようにとの願いを込められている。 左のマークは３段階目	赤ちゃんが大事に包まれる「おくるみ」と「職場ぐるみ、会社ぐるみ」で仕事と子育ての両立支援に取り組もうという意味が込められている。

地元企業の受注機会を拡大（JV評価の導入）【新規】

■ 地元企業の受注機会を拡大し、実績に繋がる「地元企業参加型JV」を評価する試行業務を導入

◇ 地元企業（県内本店）と設計共同体（JV）を構成した参加表明者の評価において、指名段階（技術提案書の提出者を選定するための評価）で2点を加点する。

◇ 地域の守り手である地元企業の受注実績の拡大と技術力向上，育成，有効活用と担い手確保が強く求められており、地元企業でも対応可能な業種を含む業務を対象に地元企業と設計共同体を構成した場合に評価を行う試行業務を導入する。

【地元企業参加型ＪＶの例】

構造物設計と合わせてボーリング調査を実施する業務

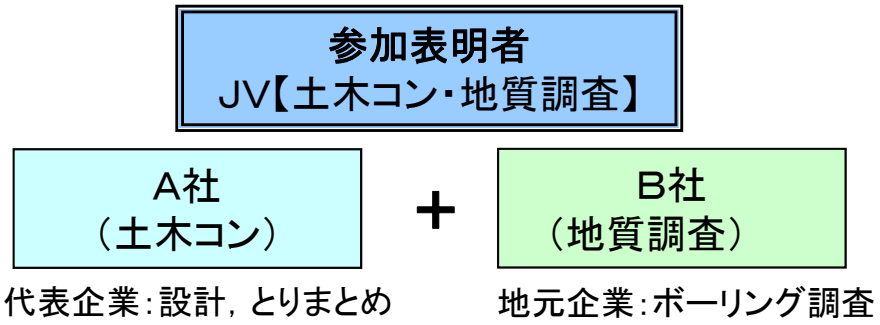

環境調査など多様な現地調査が必要な業務

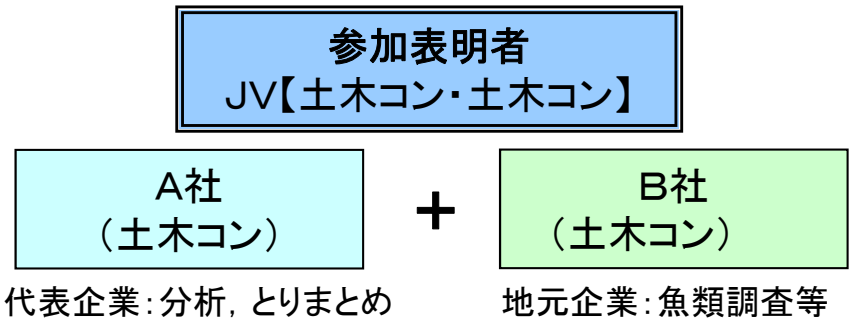

再委託と設計共同体の違い

○再委託（下請け）の場合

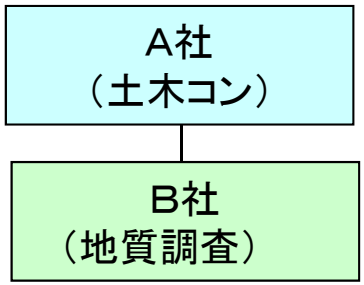

B社は、
国等の発注する業務でも
実績として認められない

○設計共同体（JV）による場合

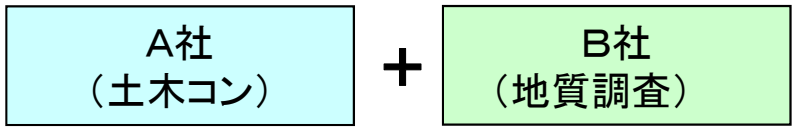

B社が担当した業務内容は、
業務実績として認められる

**※地元企業参加型JVでは、確実な地元企業の活用が図られ
地元企業の実績の拡大と技術力向上に繋がる。**

＜評価方法＞

地元企業（県内本店）と設計共同体を構成した参加表明者に加点する。

令和2年度
設計業務等標準積算基準書の歩掛改定

設計業務委託等における標準歩掛について

改定概要

- 以下の2項目について、標準歩掛を改定
  - ■道路設計：実態乖離の是正
  - ■橋梁設計：実態乖離の是正

- 以下の1項目について、積算効率化
  - ■宿泊、滞在を伴う旅費交通費の率化等

標準歩掛改定について

1. 改定概要

①道路設計：実態乖離の是正
②橋梁設計：実態乖離の是正

2. 内容

①道路設計：実態乖離の是正（1／2）

※現行からの変動はR1技術者単価で試算
※単位あたりの歩掛で算出

■道路予備修正設計（B）

1kmあたり
ー（設計計画）

	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員	現行からの変動
現行歩掛	0.5	0.5	1.0		-
改定歩掛	0.6	0.6	1.2		+15,000円程度

1kmあたり
ー（現地踏査）

	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員	現行からの変動
現行歩掛	0.5	0.5	1.0		-
改定歩掛	0.6	0.6	1.2		+25,000円程度

1kmあたり
ー（横断・小構造物・
用排水路及び道路
付帯構造物設計）

	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員	
現行歩掛	1.0	0.5	1.0	1.5	
新規歩掛	0.7	0.5	0.8	0.8	横断設計
〃	0.1	0.3	0.6	0.6	道路付帯構造物及小構造物設
〃	0.3	0.2	0.6	0.9	用排水設計

⇩

○横断設計
○道路付帯構造物及び
小構造物設計
○用排水設計

左記のとおり、
1歩掛を各設計ごとに分解
（3歩掛に分解）

標準歩掛改定について

2. 内容

①道路設計：実態乖離の是正（2／2）

1kmあたり
ー（設計図・用地幅杭計画及び・関係機関との協議資料作成）

○設計図
○関係機関との協議資料作成
○用地幅杭計画

	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
現行歩掛		1.0	1.0	1.0
新規歩掛		0.8	1.3	1.8
〃		0.7	0.9	0.8
〃		0.4	0.7	0.5

設計図
関係機関との協議資料作成
用地幅杭計画

左記のとおり、
1歩掛を各設計ごとに分解
（3歩掛に分解）

※現行からの変動はR1技術者単価で試算
※単位あたりの歩掛で算出

1kmあたり
ー（概算工事費算出）

	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員	現行からの変動
現行歩掛			0.5	1.5	-
改定歩掛			1.5	1.1	+20,000円程度

1kmあたり
ー（照査及び報告書作成）

	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員	現行からの変動
現行歩掛	1.0	0.5	1.0	0.5	-
改定歩掛	1.2	1.0	1.4	0.6	+52,000円程度

標準歩掛改定について

2. 内容

②橋梁設計：実態乖離の是正

■橋梁詳細設計

※現行からの変動はR1技術者単価で試算
※単位あたりの歩掛で算出

1業務あたり
ー（関係機関との
協議資料作成）

	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員	現行からの変動
現行歩掛			2.5	2.0	2.5	-
改定歩掛		1.2	3.3	3.1	3.3	+140,000円程度

1業務あたり
ー（現地踏査）

	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員	現行からの変動
現行歩掛	1.0	1.5	1.0			-
改定歩掛	1.4	1.9	1.9			+75,000円程度

1橋あたり
ー（座標計算）

	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員	現行からの変動
現行歩掛		0.5	1.5	1.5		-
改定歩掛		0.7	1.9	2.1		+45,000円程度

1橋あたり
ー（動的照査）

	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員	現行からの変動
現行歩掛	3.5	7.0	8.5	8.5		-
改定歩掛	3.5	6.8	9.3	9.5		+45,000円程度

宿泊、滞在を伴う業務の旅費交通費の率化等

○昨年度、旅費交通費の原則率化（宿泊、滞在を伴う業務は対象外）について、設計業務等標準積算基準書（参考）を一部改定したところである。
○今年度、宿泊、滞在を伴う業務の旅費交通費についても原則率化等により、積算の効率化を図る。

◆ 宿泊、滞在を伴う業務の旅費交通費

従来の積算方法

位置図

宿泊、滞在を伴う業務の旅費交通費は積上げにより算出

改訂後の積算方法

区　分	旅　費	旅費の上限（千円）
測　量　業　務	直接人件費の０．８３％	313
地　質　調　査　業　務	直接調査費の１．６０％	765
土　木　設　計　業　務	直接人件費の１．３３％	307
調　査　、　計　画　業　務	直接人件費の２．５９％	904

※ 旅費＝（直接人件費または直接調査費）×率　・・・　①

区分	日当･宿泊料〔千円〕
測　量　業　務	7.3X
地　質　調　査　業　務	6.6X
土　木　設　計　業　務	9.1X
調　査　、　計　画　業　務	9.1X

※ 日当＋宿泊料＝係数×Ｘ　・・・　②　　Ｘ：延べ宿泊日数、滞在日数〔日〕

【注意点】
「往復旅行時間にかかる直接人件費」については、従来どおり別途計上
※　往復旅行時間にかかる直接人件費
　＝基準日額（技術者単価）×移動日数　・・・　③

宿泊、滞在を伴う業務に係る旅費の率化、日当、宿泊料を数式化
⇒率、数式等により算出した額を旅費交通費として積算し算出
※旅費交通費＝①＋②＋③

設計業務等積算基準書の記載内容の修正について

1．改定概要

設計業務等積算基準書の記載内容について、現場状況や業務実態等を踏まえて、修正・追記・削除を行う。

設計業務等積算基準書の修正内容の一例

改　　正	現　　行
1－4　測量業務費の積算方式 1－4－1 測量業務費 3. 測量調査費 　測量調査費については、「土木設計業務等積算基準」による。 測量調査についての運用は、別表第2による。 なお、「3次元ベクトルデータ作成」及び「3次元設計周辺データ作成」については「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」で定められている各実施要領に基づき、測量調査費として計上するものとする。	1－4　測量業務費の積算方式 1－4－1 測量業務費 3. 測量調査費 　測量調査費については、「土木設計業務等積算基準」による。 なお、測量調査についての運用は、別表第2による。

改定背景：
「３次元ベクトルデータ作成」及び「３次元設計周辺データ作成」については『ＩＣＴの全面的な活用の推進に関する実施方針』で定められている各実施要領に基づくこととされており、また、各実施要領において、「測量調査費」として積算することとされているが、今般、その取り扱いを明確化するため、設計業務等積算基準書に明記することとした。

【参考】設計業務委託等技術者単価

令和2年3月から適用する設計業務委託等技術者単価

国土交通省

１．設計業務委託等技術者単価とは

- 設計業務委託等技術者単価は、国土交通省が発注する公共工事の設計業務委託（コンサルタント業務・測量業務等）の積算に用いるための単価。
- 毎年度実施している給与実態調査結果に基づいて決定。

２．令和２年度技術者単価の概要

		対前年度比	（H24比）
【全職種平均】	４０，２６０円	＋３．１％	（＋28.8%）

（内訳）

			対前年度比	（H24比）
設計業務	平均	48,543円	＋2.6%	（＋26.6%）
測量業務	平均	33,600円	＋3.0%	（＋48.1%）
航空・船舶関係業務	平均	38,080円	＋4.2%	（＋25.5%）
地質調査業務	平均	35,667円	＋2.8%	（＋30.8%）

（参考）近年の技術者単価の伸び率（全職種平均）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	（H24比）
全職種	＋0.4%	＋4.7%	＋4.7%	＋3.8%	＋3.1%	＋3.0%	＋3.7%	＋3.1%	（＋28.8%）

令和2年3月から適用する設計業務委託等技術者単価

国土交通省

設計業務委託等（設計、測量、地質関係）

◆ 最近の給与等の実態を適切・迅速に反映

➡ 全職種平均　40,260円　平成３1年３月比；＋３．1%

（平成24年度比＋28.8%）

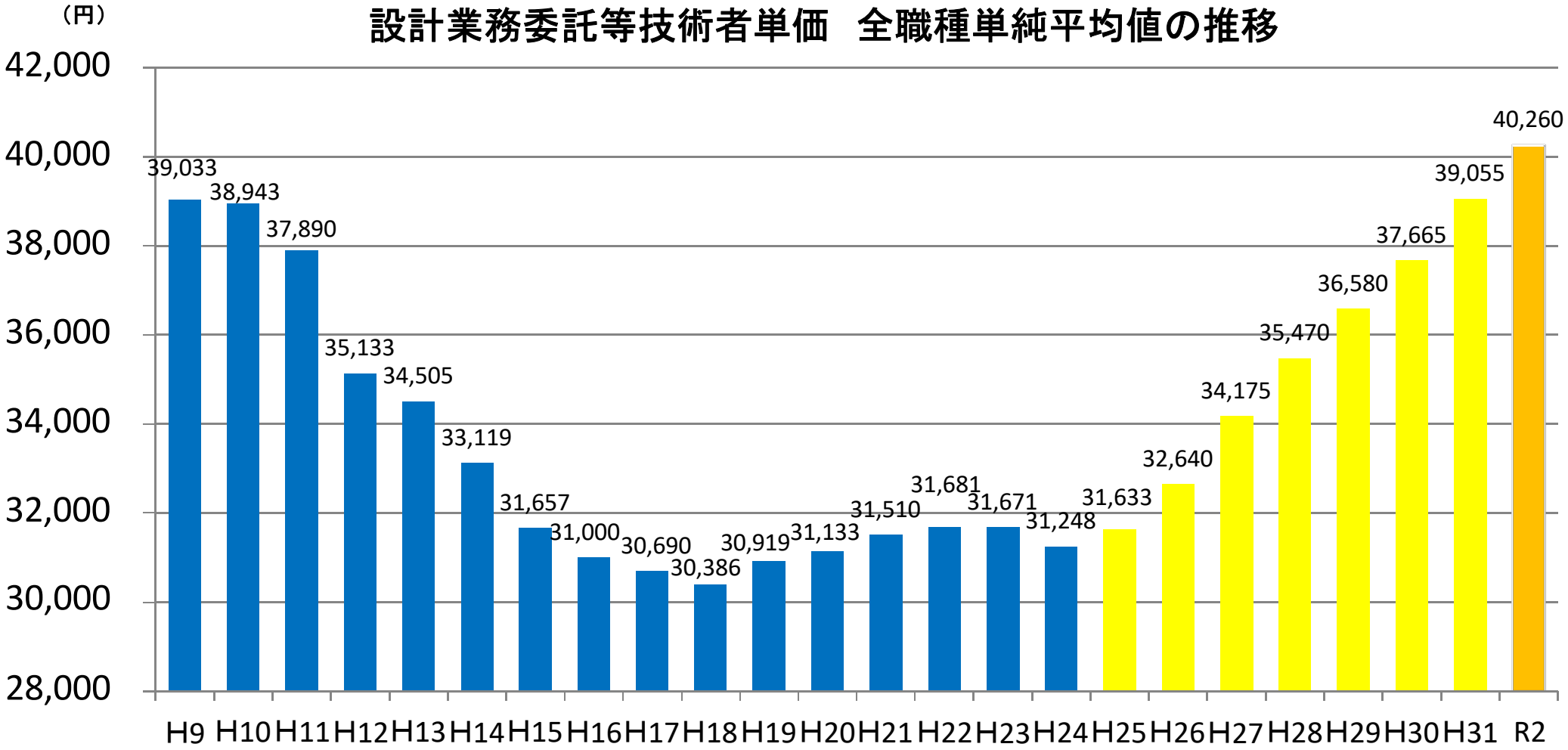

令和２年度
設計業務等業務共通仕様書の改正

土木設計・測量・地質調査等の業務関係共通仕様書

①. 地質調査共通仕様書（案）
②. 土木設計共通仕様書（案）
上記①、②に関して、現場状況や業務実態、関係通知等を加味した修正を行う。

地質調査共通仕様書（案）の改定の一例

改　　正	現　　行
第4章　サウンディング 第3節　機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験 第407条　目的 　機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。	第4章　サウンディング 第3節　オランダ式二重管コーン貫入試験 第407条　目的 　オランダ式二重管コーン貫入試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。

改定背景：日本工業規格（JIS）の改正に伴い、一般的な名称として認知されたため。

令和２年度
業務成果等の品質向上に向けた取り組み

1. 履行期限の平準化
2. 条件明示の徹底
3. 受発注者のコミュニケーション円滑化等に係る取組
4. 適切な履行期間の設定と業務スケジュール管理表の活用
5. 三者会議の実施
6. 確実な照査の実施
7. BIM／CIMの推進
8. 技術的なマネジメント業務（事業促進PPP，PM，CM）の評価
9. 災害時等の対応

1. 履行期限の平準化

継　続

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

1. 目的

・適正な履行期間を確保した上で、測量、地質調査及び設計の一連の流れを踏まえ、計画的な業務発注（早期発注）に努め、履行期限が年度末に集中することを防ぐ。
履行期限の年度末集中による受注者の作業時間・照査時間の不足により発生する不具合を回避する。

2. 実施内容

・履行期間の適正な確保
「設計業務等標準積算基準書（参考資料）」における履行期間の算定をもとに適正な期間を確保する。

・履行期限の平準化【令和2年度の目標】
履行期限の設定については、当該月に履行期限を迎える業務件数の比率が以下の数値になることを目標とする。

第1四半期（ 4月～ 6月）	10%以上
第2四半期（ 7月～ 9月）	20%以上
第3四半期（10月～12月）	20%以上
第4四半期（ 1月～ 3月）	50%以下　うち3月納期は30%以下

なお、業務履行過程における契約内容の変更などにより、やむを得ず履行期間の延長などが発生することを踏まえ、最終的な履行期限が目標値に達成するよう、当初目標の引き上げや適切な業務管理を図る。

3. 対象

・全ての業務（測量・地質調査・土木関係建設コンサルタント業務）を対象とする。
ただし、発注者支援業務等および環境調査など1年間を通じて実施する業務については、対象外とする。

1．履行期限の平準化【業務サイクルの見直し】

1．目的

〇適正な履行期間の確保と年度末に集中している履行期限を分散するため、計画的な業務発注が必要。
　早期発注や国債を積極的に活用することで、業務の平準化を推進する。

2．実施内容

〇早期発注や国債（ゼロ国）を活用した業務サイクルを見直し、履行期限の集中を避ける。
〇真に必要な業務を除き履行期限は3月としない。（工期延期する場合は繰越を基本とする）

業務サイクルを見直した平準化のイメージ

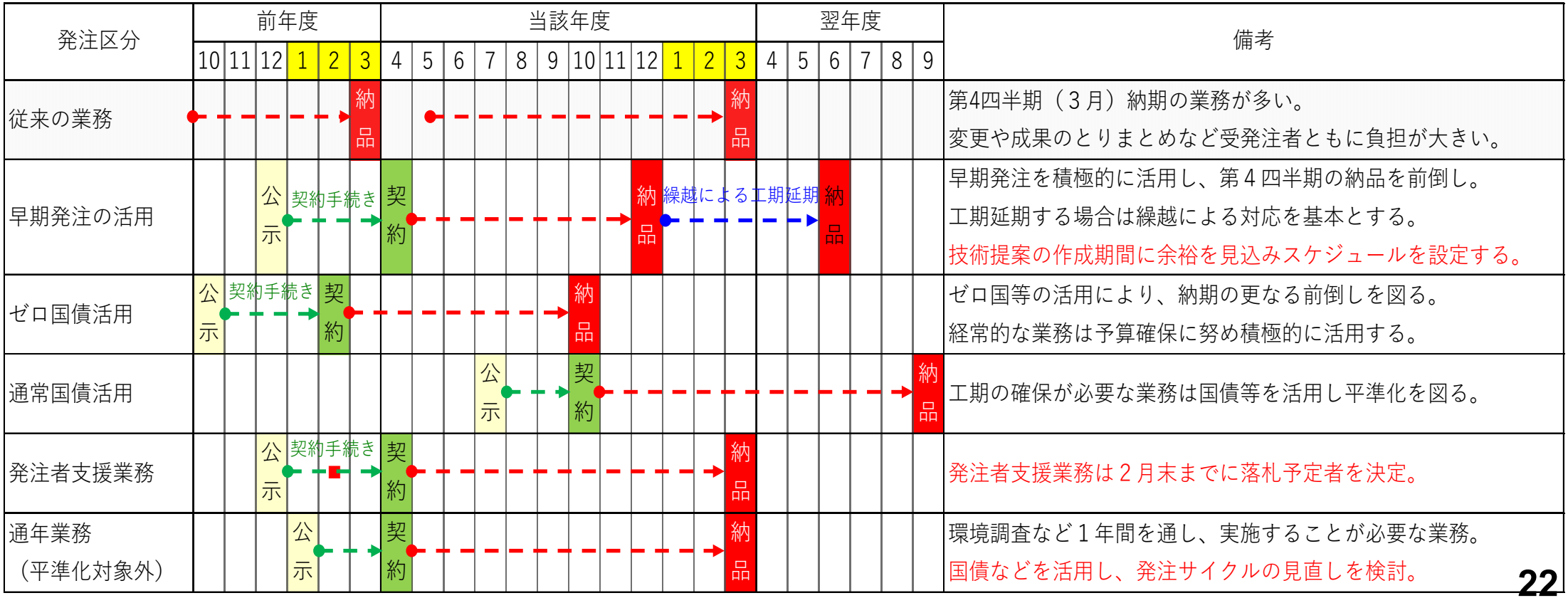

1. 履行期限の平準化

4. 実施状況

令和元年度業務の履行期限設定状況及び結果（測量・地質調査・土木関係建設コンサルタント）

【目標】業務完了時期の割合

R 1年度　4月～12月：30%以上、1～3月：70%以下、3月：40%以下

〔 R2.2月末時点 〕

中国地整

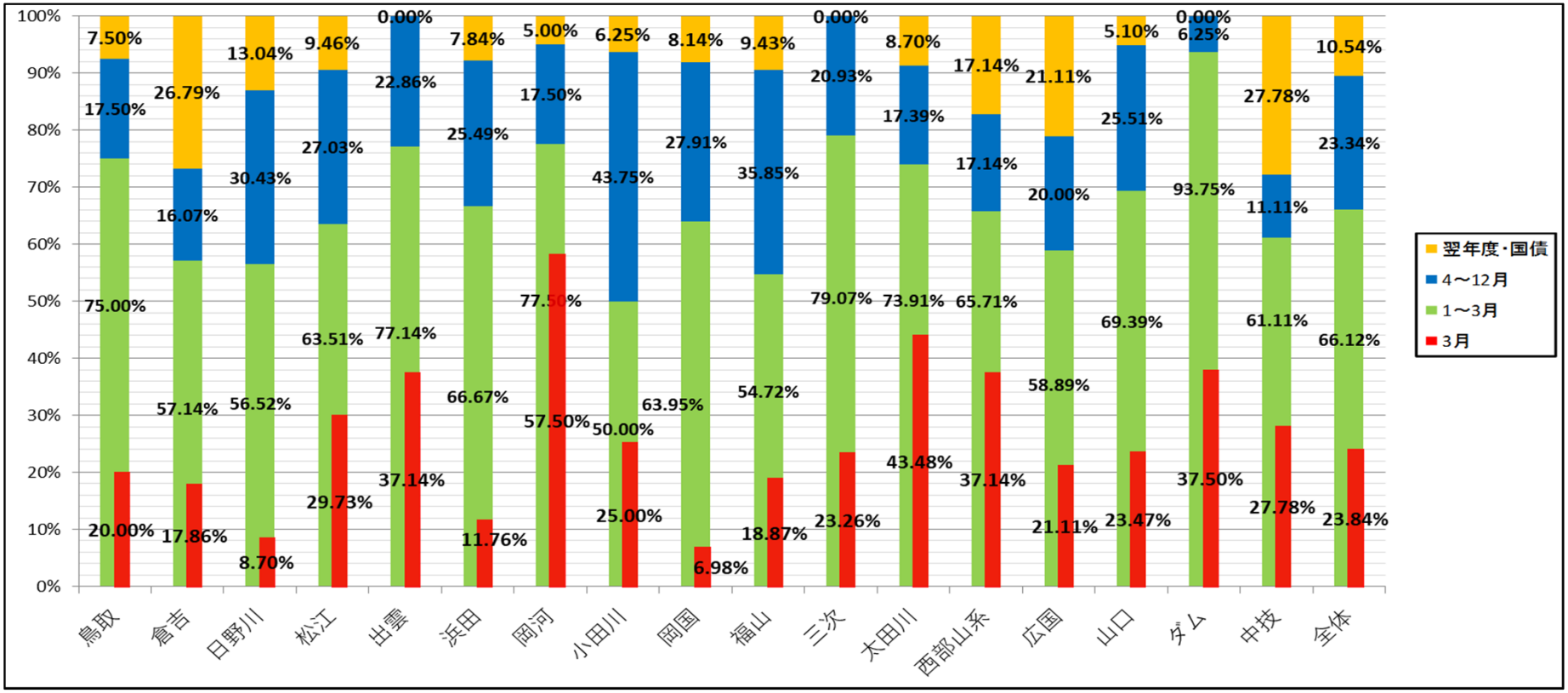

・早期発注、国債、当初ゼロ国債を活用して計画的に業務発注
・年度内に適切な履行期間を確保できなくなった場合は、適切に翌債手続を実施
・業務完了時期が1月～3月となる業務件数割合の減少を目指す

2. 条件明示の徹底【条件明示チェックシートの試行】

継　続

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

1. 目的

● 発注者の条件明示の遅延等による履行期間の圧迫、作業の手戻り等を回避し、業務成果の品質確保を図る。

2. 実施内容

● 詳細設計業務発注時において、発注者が必要な設計条件等を確認するためのツールとして、**条件明示チェックシート（案）を活用**

- 未確定の設計条件については、条件確定の予定時期や協議の進捗状況等を条件明示チェックシート（案）に記載し、詳細設計業務の受注者に提示
- 受注者は、発注者から受け取った条件明示チェックシート（案）を業務スケジュール管理表に反映し運用

条件明示チェックシート（案）の確認項目
① 適正な履行期間の確保及び履行期限の設定の確認
② 基本的な設計条件・計画条件等の確認
③ 関係機関との調整事項、協議の進捗状況等の確認
④ 貸与資料（測量・地質・予備設計成果等）の確認
⑤ その他（事業間連携、コスト縮減、環境対策等の確認）

予備設計時に作成 ⇨ 詳細設計受注者に適切な時期に設計条件を提示し、業務に反映。

3. 体制

● 確実な条件明示のための体制として、**「設計業務の条件明示検討会（仮称）」を開催**し、明示すべき設計条件について、設計図書に確実に反映できているかを副所長以下の複数の視点で確認

〔開催時期〕詳細設計業務発注の決裁前に実施

〔確認体制〕副所長、発注担当課長、調査職員等　　※発注者責任の確実な履行

4. 試行

● 平成24年度　**道路詳細設計、橋梁詳細設計**

● 平成25年度　【追加】 **樋門・樋管詳細設計、排水機場詳細設計、築堤護岸詳細設計、山岳トンネル詳細設計、共同溝詳細設計**

● 平成26年度　【追加】 **砂防堰堤詳細設計**

2. 条件明示の徹底【条件明示チェックシートの試行】

条件明示チェックシート(案)【道路詳細設計の抜粋】

道路詳細設計業務実施に必要な条件			対象項目	確認状況	確認日	確認資料	備考	担当課長による確認
No	明示項目	主な内容 □・・・重点項目(条件確定に時間がかかる項目であり、条件未確定の場合は、業務履行に影響が大きくなるため、早期に調整すること)	【選択】 ○:対象 ×:対象外	【選択】 ○:全条件確定済 △:一部条件確定済 ×:条件未確定	確認日を記入	確認できる資料の名称、頁等を記入	確認状況「○」以外の進捗状況を記入。確定予定、協議実施予定の時期がわかるもの等については、具体的に記入する。	【選択】 ・確認済 ・未確認
1	履行期間 事業ｽｹｼﾞｭｰﾙ	履行期間は適切になっているか。	○	○	H23.12.22	・・・・・・・		確認済
		事業ｽｹｼﾞｭｰﾙは明確になっているか。	○	○	H23.12.22	・・・・・・・		確認済
2	基本的な設計条件	暫定計画、将来計画の有無を確認し、反映しているか。	○	×			半月後に提示予定	確認済
		設計範囲、内容、数量は明確になっているか。	○	○	H23.12.22	・・・・・・・		確認済
		気象条件(積雪寒冷地の適用等)は明確になっているか。	○	×		・・・・・・・	予備設計時の協議内容、決定事項を整理中	確認済
		地下水(自然水位、被圧水位)、湧水、河川水位の条件・状況は明確になっているか。	○	○	H23.12.22	橋梁予備設計報告書PXX		確認済
		動植物等に係わる制限は明確になっているか。	×					確認済
		道路規格とその根拠は明確になっているか。	○	○	H23.12.22	・・・・・・・		確認済
		道路の設計速度とその根拠は明確になっているか。	○	○	H23.12.22	・・・・・・・		確認済
		道路の必要内空(建築限界等)は明確になっているか。	○	○	H23.12.22	・・・・・・・		確認済
		設計交通量、大型車混入率等とその根拠は明確になっているか。	○	○	H23.12.22	・・・・・・・		確認済
		道路の横断面構成とその根拠は明確になっているか。	○	○	H23.12.22	・・・・・・・		確認済

2. 条件明示の徹底【条件明示チェックシートの試行】

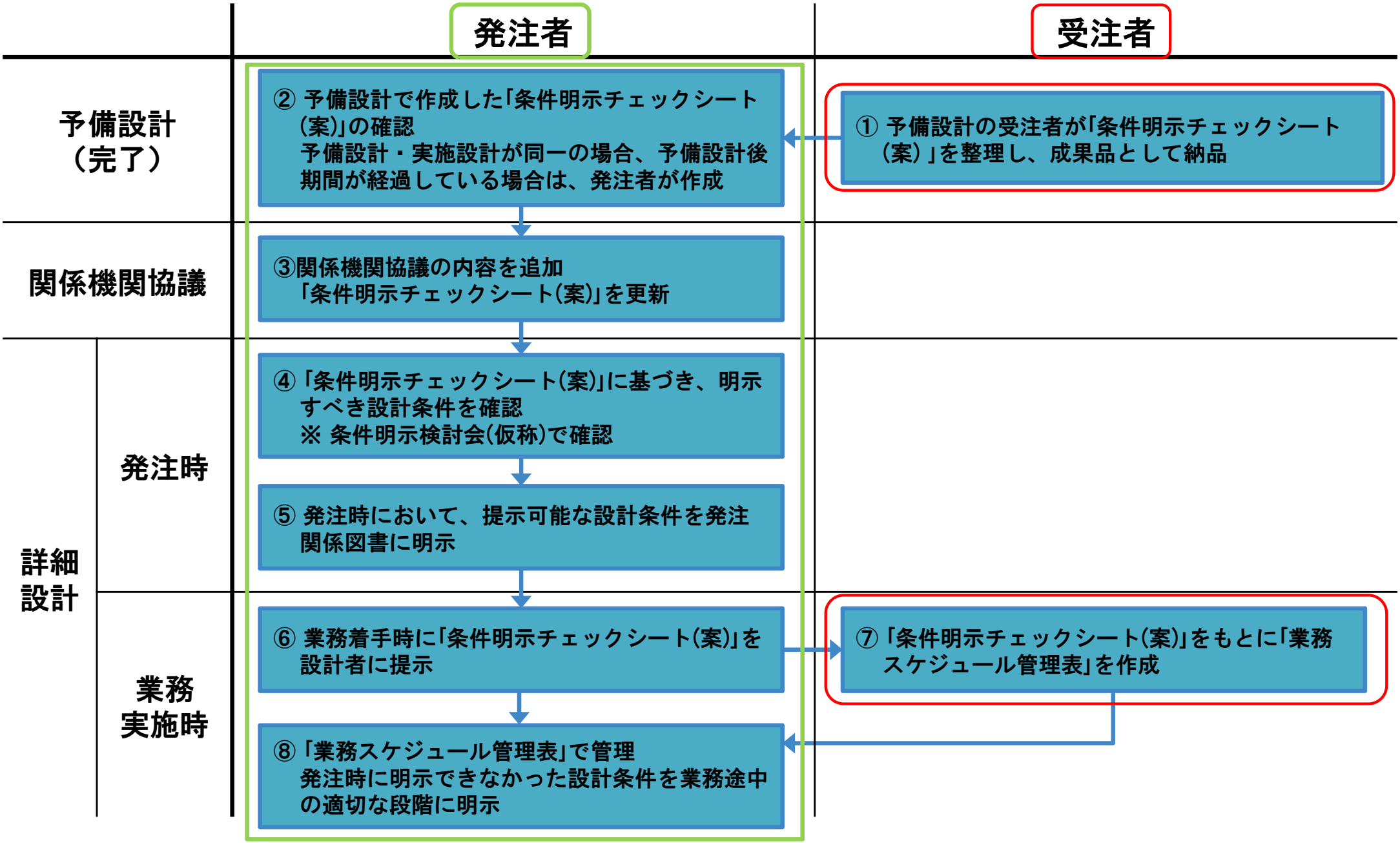

図　条件明示チェックシート(案)の運用の流れ

3. 受発注者のコミュニケーション【合同現地踏査】

継　続

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

目的

○現地の詳細状況や制約条件等を設計等に反映。

概要

○設計に際し留意すべき各種現地の情報や状況を関係者が一同に会し共有する事により、現地の詳細状況や制約等を成果品に反映させる。

重要構造物に関する詳細設計業務では、原則実施する。

事例：設計条件、施工の留意点、関連事業や計画の進捗、用地取得状況、進入路、施工ヤード、周辺施設、用排水路等

実施体制

○業務発注担当課＋工事監督者等＋受注者（コンサル等）

（主任調査職員 または 調査職員）　（監督職員 または 主任監督員と見込まれる者）　（管理技術者）

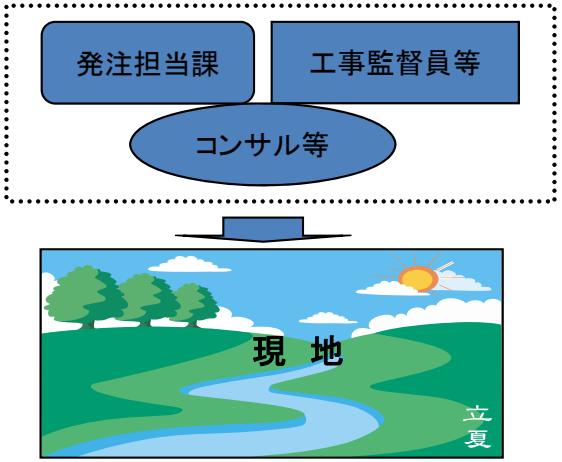

発注担当課とは、主任調査職員または調査職員、受注者とは、管理技術者
また、工事監督員等は、当該業務に関連のある事業箇所の監督職員、
事業箇所の監督職員が未定の場合は、主任監督員として見込まれる者等をいう。
受発注者協議により、複数会実施することも可能とする。

※H29から地質技術者等の参画による品質確保の試行を実施

その他

○業務内容に応じて、「参加者の選定」と「適切な開催時期」を検討する。

○事前に確認事項を整理する等、効率的な合同現地踏査の実施に努める。実施後は、実施内容について記録等をし、受発注者間での情報共有を徹底する。

（事例：議事録、合同現地踏査時の情報を平面図に落とし、参考資料として成果に添付するなど）

3. 受発注者のコミュニケーション【ワンデーレスポンス】

継　続

目的

〇業務実施中に受注者より設計上検討に関する質問・協議があった際に回答。

概要

〇業務実施中に受注者より設計上検討に関する質問・協議があった場合には、その日に回答することを原則とする。

〇なお、回答に検討期間を要する場合は、回答が可能な日を受注者に通知する。

※質問・協議に対する回答については、主任調査職員等による書面で行う。

実施体制

〇ワンデーレスポンスの取り組みを全ての業務において実施する。

〇業務発注担当課＋受注者（コンサル等）

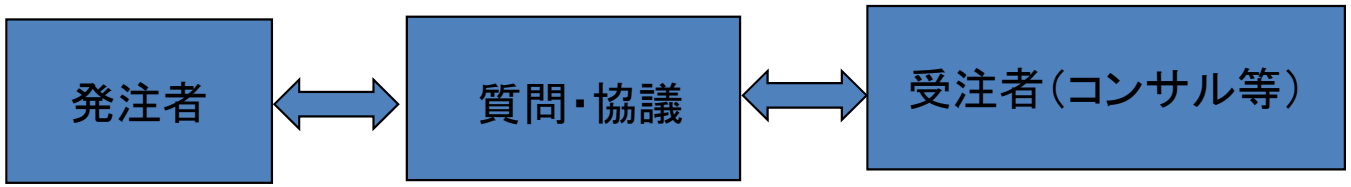

その他

〇受注者は、業務進捗に合わせて、適切な時期に質問・協議を行う。

※質問・協議事項の優先順位や重要度を示した上で、検討期間も踏まえた適切な時期に質問・協議を行うこととする。

3. 受発注者のコミュニケーション【ウィークリースタンス】

継　続

1. 目的

〇受発注者協同のもと、計画的に業務を遂行することにより、労働環境のさらなる改善を目指す。

2. 実施内容

ウィークリースタンス実施項目（案）について特記仕様書に記載し、打合せ（業務着手時）において当該業務で取り組む内容について協議する。

【ウィークリースタンス実施項目（案）】

1）ノー残業デーの時間外や土日に作業が発生することの無いよう留意する事項

- 水曜日は、勤務時間外の連絡及び16時以降に掛かる打合せは行わない。
- 水曜日に資料作成依頼を行う場合は、翌日木曜日を期限日としない。
- 金曜日に資料作成依頼を行う場合は、翌週月曜日を期限日としない。

2）正規の勤務時間外に仕事をすることが前提とならないよう留意する事項

- 資料作成依頼を正規の勤務時間外には行わない
- 資料作成依頼を行う場合には、適切な期間を確保し期限を設定する。

3. 対象

発注者支援業務を含む全ての業務を対象。平成30年12月より、全ての業務で特記仕様書に記載。

ただし、災害対応等の緊急を要する場合は除く。

3. 受発注者のコミュニケーション【ウィークリースタンス】

ウィークリースタンスの取り組み実施状況の確認について

令和元年7月1日以降に契約を行う全ての業務

1. 特記仕様書に「ウィークリースタンス実施報告シート」を明記し、受注者は、完成検査時に検査職員に報告する。
2. 検査職員は「報告シート」を確認し、担当副所長に報告。
3. 受注者は「報告シート」を技術管理宛てに電子メールで送付。
4. 技術管理課は取り組み状況を集計し周知を行う。

受注者の対応手順

業務着手時に調査(監督)職員と打合せを行い、本業務で取り組む実施項目を決定する。

↓

業 務 履 行 (実施状況について記録)

↓

完成検査時に検査職員に報告

↓

検査後2週間以内に技術管理課宛に送付

掲載先;中国地方整備局　技術管理資料提供システム
http://www.cgr.mlit.go.jp/techserv/index.htm
提出先;gikan_kijunni@cgr.mlit.go.jp

【vol. 1_R1. 7. 1】

ウィークリースタンス実施報告シート

【取り扱い】
1. 全ての業務を対象としています。
2. 業務の実施にあたり、本業務で取り組む内容を記載して下さい。
3. 業務完成時に取り組み内容の実施項目の達成度を記載して下さい。
4. 入力した実施報告シートは、完成検査時に検査職員に報告し、2週間以内に企画部技術管理課宛に入力データを電子メールで提出して下さい。
5. 本報告シートは、業務成果の対象外です。

発注事務所名：		発注担当課：	
業務名：		会社名：	

取り組み内容と実施結果（取り組んだ内容に☑を記載）

業務着手時に調査職員と打合せを行い、本業務で取り組む内容を決定しましたか。 □ はい　□ いいえ いいえの場合は理由
□ 水曜日は、勤務時間外の連絡及び16時以降に掛かる打合せは行わない。 □ 完全実施　□ 実施できなかった　（全　回中　回未実施）
□ 水曜日に資料作成依頼を行う場合は、翌日木曜日を期限日としない。 □ 完全実施　□ 実施できなかった　（全　回中　回未実施）
□ 金曜日に資料作成依頼を行う場合は、翌週月曜日を期限日としない。 □ 完全実施　□ 実施できなかった　（全　回中　回未実施）
□ 資料作成依頼を正規の勤務時間外には行わない。 □ 完全実施　□ 実施できなかった　（全　回中　回未実施）
□ 資料作成依頼を行う場合には、適切な期間を確保し期限を設定する。 □ 完全実施　□ 実施できなかった　（全　回中　回未実施）
その他（　　） □ 完全実施　□ 実施できなかった　（全　回中　回未実施）
※ノー残業デーの時間外や土日に作業が発生することが無いよう留意する事、正規の勤務時間外に仕事をすることが前提とならないよう留意する事項を別途定めている場合その内容と実施結果を記載

実施できなかった理由，実施にあたり工夫した内容など（その他意見）

記載例）地元対応のため、水曜日の16時以降に資料作成の依頼があった。

4. 適切な履行期間の設定と業務スケジュール管理表の活用

継　続

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

目的

○受発注者双方が役割分担を明確化し、進捗状況を共有することで適切に工程を管理。

概要

○受注者は、契約後速やかに業務スケジュール管理表（以下管理表）を作成、発注者の承諾を得る。

管理表の記載項目例（作業内容、工程、発注者が行うべき※条件明示内容、受発注者の検討期限等）

○発注者は管理表に記載された設計条件に関する質問等に迅速に対応し、回答待ちによる作業時間・照査時間の短縮を防ぎ、適切な業務の実施に努める。

※条件を明示する前提条件として、「設計が進捗しなければ判断できない項目」、「関係者との協議が必要な項目」もあることから、あらかじめ当該項目については明示可能な時期等を受注者と合意しておく事も必要。

実施体制

○業務発注担当課＋受注者（コンサル等）

その他

○受注者は、管理表を業務進捗にあわせ常時最新の情報に更新する。

○管理表の様式は過度に複雑化せず受発注者双方が利用しやすい様式とする。

令和2年1月以降に入札公告を実施する全ての「詳細設計業務」及び「検討業務等」で実施。

詳細は、令和元年12月16日付け事務連絡「業務スケジュール管理表による設計業務等の履行期間設定支援（試行）について」による。

4. 適切な履行期間の設定と業務スケジュール管理表の活用

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

履行期間設定支援型スケジュール管理表の試行

【記載例】業務スケジュール管理表

業務名	平成00年度 00号△△BP○○詳細設計業務
設計会社名	××株式会社
契約額	¥00,000,000(消費税込み)
管理技術者	○○　○○　***@****.co.jp　TEL:000-000-0000
担当技術者（主）	△△　△△　***@****.co.jp　TEL:000-000-0000
（副）	××　××　***@****.co.jp　TEL:000-000-0000
照査技術者	□□　□□　***@****.co.jp　TEL:000-000-0000

照査技術者名を追記

現在の課題、問題	＜道路＞特に無し ＜調整池＞調整池設計（樋管）に関して、今後河川協議が必要
面の目標、予定	工期内納品
次回打合せ	*/* 00:00～：施工計画、新技術活用検討、技術提案内容の実施状況説明

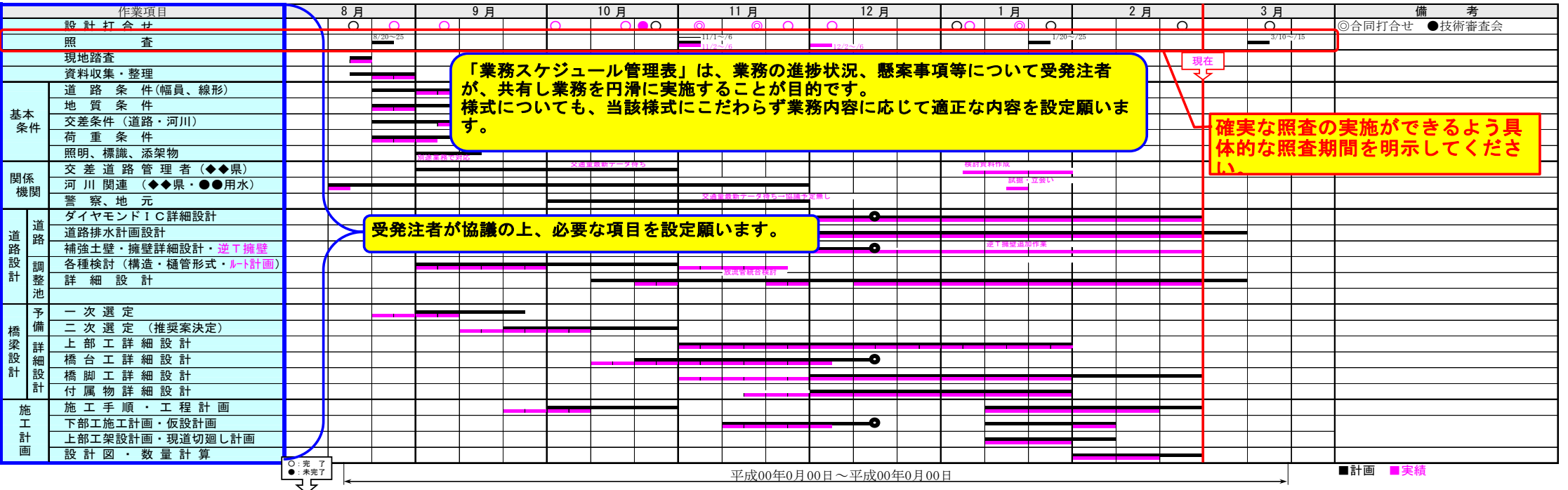

「業務スケジュール管理表」は、業務の進捗状況、懸案事項等について受発注者が、共有し業務を円滑に実施することが目的です。
様式についても、当該様式にこだわらず業務内容に応じて適正な内容を設定願います。

受発注者が協議の上、必要な項目を設定願います。

確実な照査の実施ができるよう具体的な照査期間を明示してください。

着手日	作業事項（タスク）	作業者 発注者	作業者 受注者	期限	状況	今後の検討事項・課題・目標 内容	今後の検討事項・課題・目標 予定	懸案事項	解決策等
	着手時　通知書、経歴書、技術者届等		○	○/○	済				
○/○	業務計画書、業務カルテ		○	○/○	済				
○/○	現地踏査報告		○	○/○	済				
○/○	身分証明書の発行	○				完了時に返却	○/○		
○/○	変更時　変更業務計画書、業務カルテ		○		－				
○/○	業務カルテ		○		－				
○/○	○○都計道縦断照査	○	○		済	*/* ○○川の将来計画資料借用	当初設計縦断の照査		・10/1当初縦断にて問題が無いことを報告
○/○	●●用水近接施工協議（○○樋管）		○		済	近接施工の方法について決定		矢板引抜きの影響が生じないようできる限り離隔を確保する	恒久グラウトによる影響の遮断を提案
○/○	●●用水近接施工部の検討（開削）	●	●			□□調整池の放流管統合検討を行う	放流管の統合検討	河川管理者に再度、統合をしない方針で発注者側から協議をする	河川協議を行う（施工協議を含む）
○/○	●●用水近接施工協議（放流管）	○	○		済	●●用水に近接施工の説明を行い了承を得る		試掘結果を反映した放流管法線及び近接度合いの検討	メール、電話により発注者と調整中
○/○	設計技術審査会資料（案）の提出		○		済	計画事項について●●の承諾を得る			
○/○	説明資料（案）の提出		○	○/○	済		交差点変更の経緯を纏める	○/○	
○/○	説明追加資料の作成・提出	○	○	○/○	済	完了	内容確認協議の実施		最終変更資料1/13送付済み完了

○必要な作業事項、作業者、期限等を明確化する。
○発注者の判断・指示の回答期限の遅延によりその後の業務工程に影響を及ぼし、業務の一時中止、繰越処理等を含む履行期間の延長及び業務委託料の変更が必要な場合には、契約書の定めに基づき適切な処理を徹底すること。

○作業事項毎に「状況」や「今後の作業や検討事項」をあらかじめ抽出する。

○懸案事項、解決策を記載し受発注者の情報共有を図る。

◎業務スケジュール管理表は、当該業務の全関係者（受発注者）が最新の状況を共有することが重要。

5. 三者会議の実施

継　続

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

目的

○工事目的物の品質確保を目的として、施工段階において、発注者（設計担当、工事担当）、設計者、施工者の三者による「三者会議」を実施し、設計思想の伝達及び情報共有を図る。

概要

○会議では、設計者からの設計意図の説明、発注者からは施工上の留意事項の説明、施工者からは現場条件に適した技術提案の説明等を行い、それらに関する質疑応答を通じて、参加者間の情報共有を図る。

なお、回答に検討期間を要する場合は、回答が可能な日を受注者に通知する。

実施体制

○三者会議の構成・実施内容

・出席者：発注者、工事施工者、設計者

・時　期：①施工計画作成時等の施工着手前

②現場条件の変更に伴う検討が必要な時

③工事完成後

※H29から地質技術者等の参画による品質確保の試行を実施

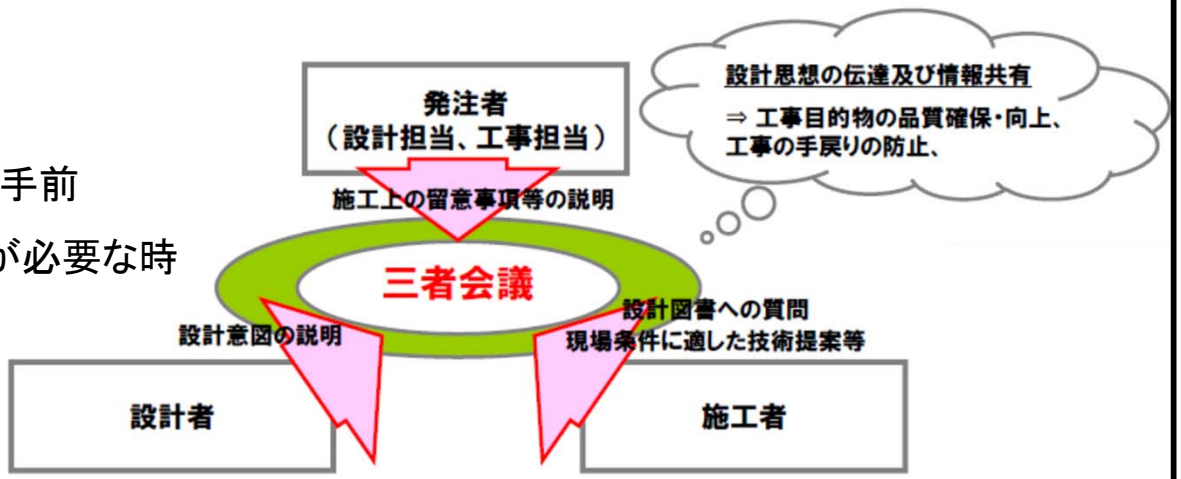

その他

○対象工事は、発注者が指定する場合、現場条件が特殊である、施工に要する技術が新規または高度である等、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要があると認めた工事とする。
また、工事請負業者からの申し出に応じて、三者会議を実施できるものとする。但し、発注者が三者会議の開始が可能と判断した場合に限る。

○三者会議に係る設計者の経費は、発注者が負担する。

6. 確実な照査の実施

継　続

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

1. 背景

○詳細設計照査要領の実施の義務付け、必要な照査期間の確保、照査技術者自身による照査報告の実施により、受注者による確実な照査を実施するための環境を整備する。
→受注者の照査に対する意識の向上、照査の質の向上を図る。

2. 実施内容

○「詳細設計照査要領」の義務付け

基本事項の照査については、「詳細設計照査要領」に基づき実施することを特記仕様書で義務付けることにより、基本的事項の照査内容を統一し、成果品の品質確保を図る。

○照査期間の確保

業務着手段階において、照査の実施時期、必要な期間について、受発注者で協議の上、その着手日及び期限を定め、業務管理スケジュール表等に明示することにより、照査期間を配慮した工程管理を行う。

○照査技術者自身による照査報告

業務の成果品納入時において、成果品のうち照査報告書については、照査技術者自身による報告を原則とすることにより、受注者の照査に対する意識の向上を図る。また、成果品の納入時以外においても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

3. 対象

○「詳細設計照査要領」の義務付け　→　詳細設計業務8工種
○照査期間の確保　→　全ての詳細設計業務において、原則実施する。
○照査技術者自身による照査報告　→　全ての詳細設計業務において、原則実施する。

6. 確実な照査の実施【赤黄チェックの義務化】

継　続

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

1. 背景

○三者会議における設計不具合調査によると、設計不具合の主要因は、データ入力時の不注意・確認不足による図面作成ミス（単純ミス）。

→確実な照査の実施により設計不具合の軽減を図る。

2. 実施内容

○受注者の単純ミスに最も効果があると期待される、いわゆる赤黄チェック※を義務化する。

※赤黄チェック

詳細設計においては、成果物をとりまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（赤黄チェック）を原則として実施する。

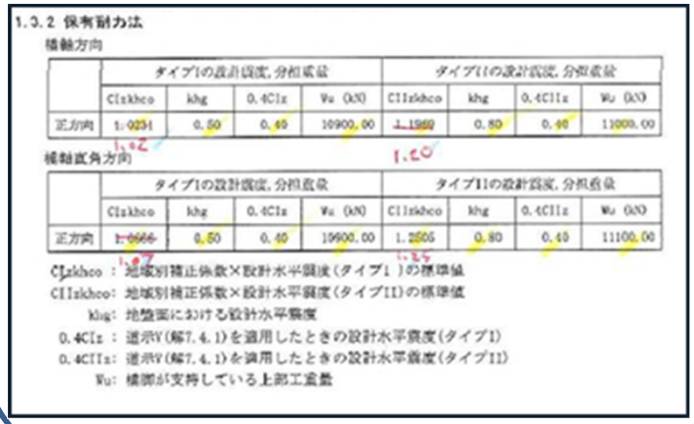

1.3.2 保有耐力法

橋軸方向

	タイプIの設計震度, 分担重量				タイプIIの設計震度, 分担重量			
	$C_{Ik}h_{co}$	k_{hg}	$0.4C_{Iz}$	W_u (kN)	$C_{IIk}h_{co}$	k_{hg}	$0.4C_{IIz}$	W_u (kN)
正方向	1.0231	0.50	0.40	10900.00	1.1960	0.80	0.40	11000.00

橋軸直角方向

	タイプIの設計震度, 分担重量				タイプIIの設計震度, 分担重量			
	$C_{Ik}h_{co}$	k_{hg}	$0.4C_{Iz}$	W_u (kN)	$C_{IIk}h_{co}$	k_{hg}	$0.4C_{IIz}$	W_u (kN)
正方向	1.0646	0.50	0.40	10900.00	1.2505	0.80	0.40	11100.00

$C_{Ik}h_{co}$：地域別補正係数×設計水平震度（タイプI）の標準値
$C_{IIk}h_{co}$：地域別補正係数×設計水平震度（タイプII）の標準値
k_{hg}：地盤面における設計水平震度
$0.4C_{Iz}$：道示V（解7.4.1）を適用したときの設計水平震度（タイプI）
$0.4C_{IIz}$：道示V（解7.4.1）を適用したときの設計水平震度（タイプII）
W_u：橋脚が支持している上部工重量

設計計算書（照査例）

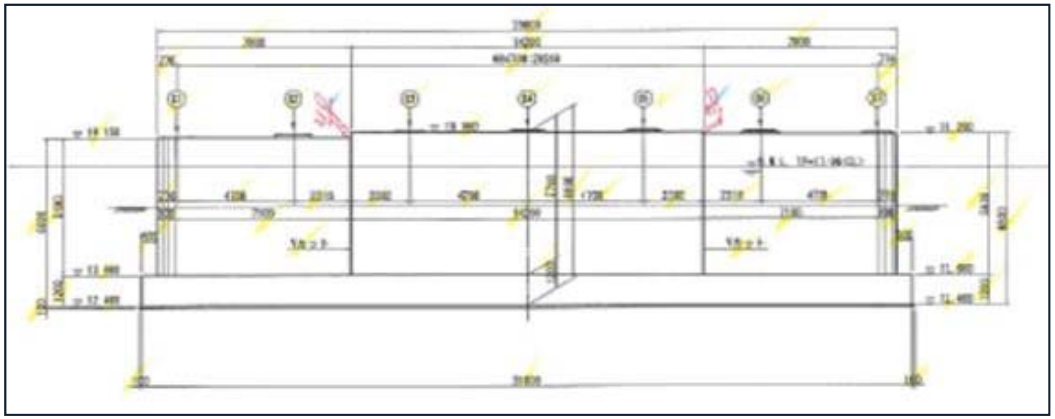

設計図（照査例）

<受注者>
照査について、確認・修正結果を設計図面、設計計算書及び数量計算書（以下、設計図面等）に書き込み、それらを残す等、照査の根拠となる資料を示す。

<発注者>
成果品納入時における照査報告において、設計図面等の照査の根拠資料の提示を受注者に求める。

3. 対象

○各分野の照査を対象とする。

○新たに「照査」に赤黄チェックを追加し計上する。

7. BIM／CIMの推進【３次元データの利活用】

継　続

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

1. 目的

中国地方のi-constructionの推進計画に基づき、設計段階（コンサル）から施工段階（ゼネコン）、維持管理段階へ共有できるBIM/CIMの活用を推進する。

2. 実施内容

令和2年度「3次元データ利活用推進」方針

1）BIM／CIM活用業務

大規模な橋梁，トンネル，河川構造物等の予備設計及び詳細設計は、原則BIM／CIM活用業務とし、発注者指定型で発注する。また、前工程における3次元データの成果品が貸与可能な業務は、原則BIM／CIM活用業務とし、発注者指定型で発注する。

2）BIM／CIM活用工事

詳細設計業務等の3次元データの成果品が手交可能な工事は、原則BIM／CIM活用工事とし、発注者指定型で発注する。

3）事業着手段階からの3次元データ利活用推進

事業着手段階の事業（※1）では、測量，調査等の事業着手時から3次元データの利活用を推進する。

※1：北条道路（倉吉），福光・浅利道路（浜田），真備緊急治水対策（小田川），福山道路（福山），俵山・豊田道路（山口），木与防災（山口），新たに着手する事業:益田西道路（浜田），旭川中上流ダム再生事業（岡河），岡山西バイパス（岡国），柳井・平生バイパス（山口）

4）土工用3次元設計データの作成（フロントローディング）

ICT活用工事（土工）の3次元設計データを設計段階で作成するフロントローディングを全ての事務所で取り組む。5,000m3以上の土工を取り扱う業務は、発注者指定型で発注する。

8. 技術的なマネジメント業務(事業促進PPP, PM, CM)の評価

継　続

1. 目的

「国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドライン」により、大規模災害復旧・復興事業や平常時の大規模事業等での活用を図る。

2. 実施内容

【事業促進ＰＰＰ】

- 事業促進を図るため、直轄職員が柱となり、官民がパートナーシップを組み、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験を融合させながら、事業全体計画の整理、測量・調査・設計業務等の指導・調整、地元及び関係機関等との協議、事業管理、施工管理等を行う方式

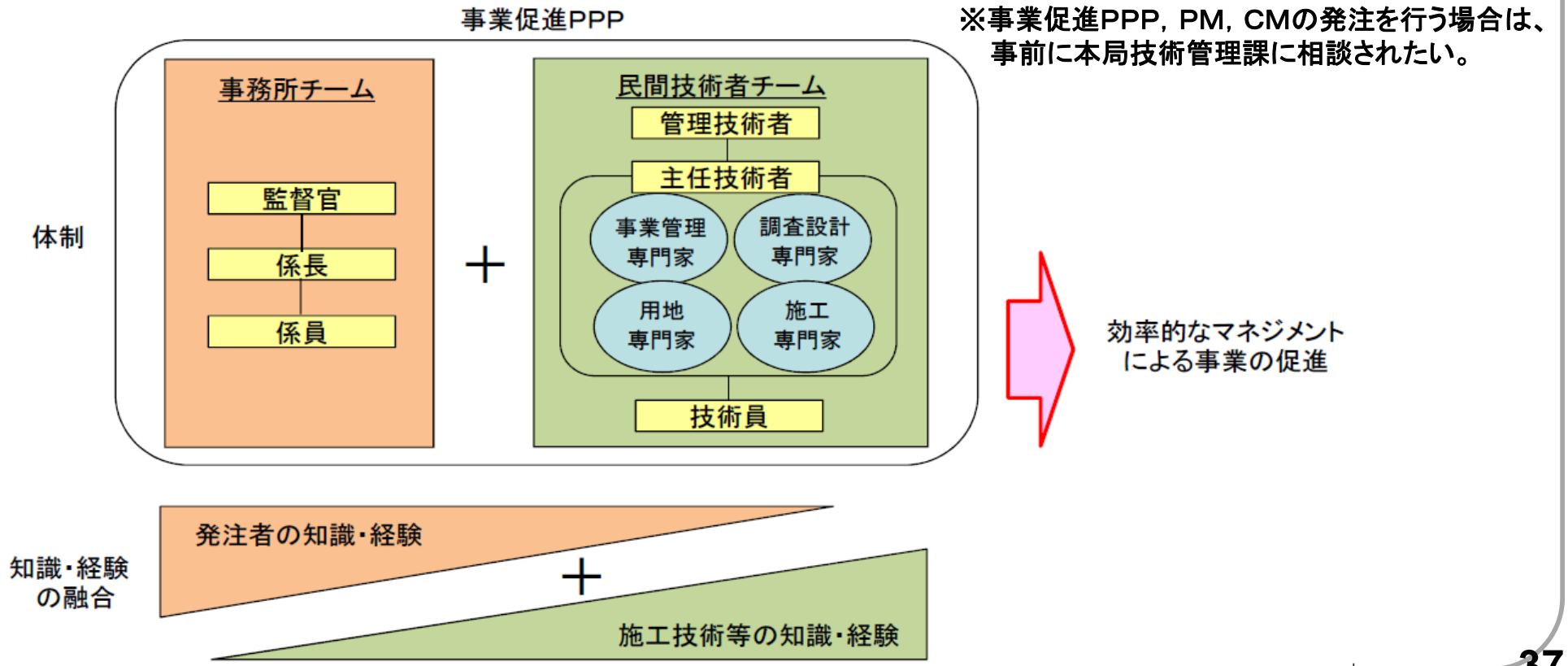

※事業促進PPP, PM, CMの発注を行う場合は、事前に本局技術管理課に相談されたい。

9. 災害時等の対応

継　続

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

1. 目的

災害対応業務の弾力的運用として、災害協定等に基づく随意契約等の積極的な活用、被災地域における災害復旧対策の優先に考慮した円滑で柔軟な業務対応に取り組む。

2. 実施内容

災害時の対応方針

1. 災害対応業務の早期発注

1）災害復旧における業務の入札・契約方式は、「随意契約」（会計法第29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号）、「従来型指名競争入札方式」（会計法第29条の3第3項及び、予算決算及び会計令第102条の4第1号）によることができる。

2）事象の発生により、本局と相談されたい。

2. 災害復旧対策の円滑な実施等に伴う業務の取り扱い

1）業務の一時中止等の措置

受注者から災害に伴う業務の一時中止について申請があった場合は、当該業務の継続性、緊急性などを勘案した上で一時中止を行う。

2）被災地域の応援に伴う一時中止等の措置

被災地域における災害復旧対策を優先して行う調査・設計への対応が求められる場合は、受注者の意向を踏まえ、一時中止を行う。